

大村市屋外広告物条例施行規則

別表第4（第8条関係）

1 共通基準

1	環境に調和し、自然美を妨げないものであること。
2	朱色の発光塗料を使用しないものであること。
3	側面及び裏面において、良好な景観及び風致を害さないように施工したものであること。
4	交通の安全を阻害するおそれのないものであること。
5	第1種許可地域において地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物若しくは懸垂幕を表示し、又は設置する場合は、表示面積の合計は、1か所につき50平方メートル以下であること。
6	第2種許可地域において地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物若しくは懸垂幕を表示し、又は設置する場合は、表示面積の合計は、1か所につき100平方メートル以下であること。
7	禁止地域等において自家広告物等を表示する場合は、次の基準に適合すること。 (1) 露出したネオンを使用するものでないこと。 (2) 表示面積の合計は、1か所につき30平方メートル以下であること。
8	禁止地域等において道標、案内図板その他公共的目的を持った広告物を表示する場合は、次の基準に適合すること。 (1) 露出したネオンを使用するものでないこと。 (2) 表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。
9	景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定められた大村市景観計画において、同法第8条第2項第4号イの規定により定められた屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項に適合すること。

備考 この表において「1か所」とは、一の住所又は事務所若しくは作業場をいう。

2 広告物の種類ごとの個別基準

広告物の種類	地域区分	個別基準
地上広告物	第1種許可地域	1 表示面積は、1面につき10平方メートル以下であること。 2 地上から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。
	第2種許可地域	1 表示面積は、1面につき20平方メートル以下であること。 2 地上から広告物の上端までの高さは、13メートル以下であること。

	第3種許可地域	<p>1 表示面積は、1面につき30平方メートル以下であること。</p> <p>2 地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下であること。</p>
屋上広告物	共通	<p>1 建築物の壁面の垂直上面を超えて突き出さないこと。</p> <p>2 地上から広告物の上端までの高さは、50メートル以下であること。</p>
	第1種許可地域	高さは、地上から建築物の上端までの高さの3分の1以下であること。
	第2種許可地域	高さは、地上から建築物の上端までの高さの2分の1以下であること。
	第3種許可地域	高さは、地上から建築物の上端までの高さの3分の2以下であること。
壁面広告物（自家広告物等を除く。）	第1種許可地域	表示面積の合計は、1面につき表示される壁面の面積の4分の1以下であること。
	第2種許可地域	表示面積の合計は、1面につき表示される壁面の面積の3分の1以下であること。
	第3種許可地域	表示面積の合計は、1面につき表示される壁面の面積の2分の1以下であること。
突出広告物	共通	<p>1 道路への突出幅は、1メートル以下であること。</p> <p>2 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上又は車道上にあっては4.5メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、建築物の壁面の上端を超えないものであること。</p> <p>4 建築物の同一壁面については、2列までとし、その突出幅は同一であること。</p>
	第1種許可地域	建築物からの突出幅は、1.5メートル以下であること。
アーチ広告物	共通	地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上又は車道上にあっては4.5メートル以上であること。
	第1種許可地域	表示面積は、1面につき10平方メートル以下であること。
	第2種許可地域	表示面積は、1面につき20平方メートル以下であること。

			と。
		第3種許可地域	表示面積は、1面につき30平方メートル以下であること。
広告幕	横断幕	共通	1 幅は、2メートル以下であること。 2 地上から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上であること。 3 歩道上のみを横断して表示しないものであること。 4 風雨により、ねじれ、落下し、又は浮遊しないように係留するものであること。
	懸垂幕		1 幅は1メートル以下で、長さは10メートル以下であること。 2 風雨により、ねじれ、落下し、又は浮遊しないように係留するものであること。
広告旗		共通	1 表示面積は、1面につき2平方メートル以下であること。 2 道路敷に表示し、又は設置しないものであること。
気球広告		共通	1 網を使用するもので、その幅は1メートル以下、長さは12メートル以下であること。 2 気球の上端から取付部分までの長さは、50メートル以下であること。 3 設置場所の半径50メートル以内にある電線より高い位置に取り付けるものであること。
電柱等利用広告	巻付広告	共通	1 長さは、1.5メートル以下であること。 2 地上から広告物の下端までの高さは、1メートル以上であること。 3 電柱等1本につき1個であること。 4 街灯柱に表示するものでないこと。
	つり下げ広告		1 長さは1.2メートル以下、幅は0.5メートル(突出幅は0.6メートル)以下であること。ただし、消火栓標識に添加して表示する広告物の大きさは、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 2 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路上又は車道上では4.5メートル以上であること。

			<p>3 歩車道の区別のある道路では歩道側を向け、歩車道の区別のない道路では民地側を向けて取り付けるものであること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 電柱等1本につき1個であること。</p> <p>5 支電柱に表示するものでないこと。</p>
簡易 広 告 物	立看板等	共通	<p>1 横0.9メートル以下、縦（脚を含む。）2.1メートル以下であること。</p> <p>2 同一のものを連続して表示するものでないこと。</p> <p>3 道路敷に表示し、又は設置するものでないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。</p>
	はり札等		<p>1 表示面積は、1平方メートル以下であること。</p> <p>2 同一壁面に同一のものを連続して表示するものでないこと。</p>
	はり紙		<p>1 表示面積は、1平方メートル以下であること。</p> <p>2 同一壁面に同一のものを連続して表示するものでないこと。</p> <p>3 壁面等にのり、接着剤等によってはり付けるものでないこと。</p>

備考

- この表において「1か所」とは、一の住所又は事務所若しくは作業場をいう。
- 禁止地域等において道標、案内図版その他公共的目的を持った広告物を表示する場合は、

この表の基準は、適用しない。

3 大規模な
広告物の色彩の基準

広告物の地色（文字以外の部分をいう。）の面積の3分の2は、次の基準を満たすこと。

地域区分	個別基準	
	色相	地色の彩度
第1種許可地域	0. 1R~1OR	5以下
	0. 1YR~5Y	6以下
	5. 1Y~1OG、0. 1PB~1ORP	4以下
	0. 1BG~1OB	4以下
		3以下
第2種許可地域及 び第3種許可地域	0. 1R~1OY	8以下
	0. 1GY~1OG、0. 1PB~1ORP	6以下

0. 1BG~10B	5以下
------------	-----

備考 「色相」及び「彩度」とは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格Z8721に定める色相及び彩度をいう。

別表第5（第8条関係）

広告物景観形成基準

1 上小路周辺地区

(1) 共通基準

項目	基準
形態	屋上広告物、アーチ広告物、広告幕、気球広告、電柱等利用公告等は、設置するものでないこと。
位置	1 自己の敷地内に設置し、道路に突き出すものでないこと。 2 石垣に設置するものでないこと。
規模	地上広告物、突出広告物及び簡易公告物は、一の店舗及び事業所にそれぞれ1個とすること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
意匠	1 武家屋敷の雰囲気演出する和風デザインとすること。 2 表示内容は、和文を主体とし、和風のレイアウトに努めること。
材料及び色彩	1 素材は、武家屋敷のイメージに適合する石、木材、布及び同等の質感を有する素材を用いること。 2 色彩は、落ち着いた雰囲気演出するために白黒、低彩度色又は素材色を基調とすること。 3 高彩度色、蛍光色等の使用は、控えること。
表示内容	一般広告物は、掲出しないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
照明	ネオンサイン、光源が点滅するもの及びサーチライト等の強い光を発するものは、設置しないこと。
その他	1 自動販売機を設置する場合は、周囲の街並みとの調和した外観に努めること。 2 継続的な維持管理に努めること。

(2) 広告物の種類ごとの基準

広告物の種類	基準	
	商店街地区	住宅地区
地上広告物	地区内又は近隣のための道標、案内図板等の一般広告物に限り、掲出することができる。	
	1 高さは、6メートル以下とすること。	1 高さは、4メートル以下とすること。 2 一面2平方メートル、合計4平方メートル以

	2 一面2平方メートル、合計4平方メートル以内とすること。	内とすること。
屋上広告物	設置しないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。	
壁面広告物	窓等の建築物の開口部は、塞ぐものでないこと。	
	1 1壁面につき2個以内とし、同一内容の表示は、1壁面につき1個とすること。 2 表示面積の合計は、壁面積の3分の1以下とすること。 3 建築物の外観全体を覆うようなものは避けること。 4 複数掲出する場合は、他の壁面広告との調和を図り、バランスの取れた位置に掲出すること。 5 3階以上に掲出する場合は、ビル又は店舗の名称等のみとし、切文字、箱文字等を用いること。	1 表示面積の合計は、壁面積の10分の1以下とすること。 2 2階の軒より上部に広告物は、設置しないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。 3 1壁面につき1個以内とすること。 4 切文字、箱文字等を用いること。
突出広告物	1 2階以下に掲出すること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。 2 武家屋敷の雰囲気演出するため、軒広告、行灯等の伝統的形態を採用するよう努めること。 3 建築物の端部にバランスよく掲出すること。	
広告旗	1 1店舗につき2本以内とすること。 2 高彩度、蛍光色等の目立つ色彩は避け、白黒、低彩度又は素材色を基調とすること。 3 建築物の1階の軒を超えないこと。 4 企業広告は、掲出しないこと。	設置しないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

5 商店街でデザインの統一を図る工夫を行うこと。

2 指定路線沿線地区

(1) 共通基準

項目	基準
形態	1 周辺の景観と調和し、全体的に違和感なくまとまった形態とすること。 2 街並み景観との調和のとれた形態とし、快適な公共空間を阻害しないよう努めること。 3 自然景観等と違和感が生じないようにシンプルな形態とするよう努めること。
位置	1 道路から後退するよう努め、周辺の広告物から道路側に突出した位置及び良好な眺望を妨げる位置への設置を避けるよう努めること。 2 周辺の建築物との調和を図り、街並みから突出しない位置に設置すること。
規模	規模及び掲出量は、最小限に抑え、周囲の景観に十分配慮すること。
意匠	1 周辺の景観と調和し、全体的に違和感なくまとまったものとする。 2 質の高いデザイン及びシンプルなデザインとすること。
素材及び色彩	1 派手な色彩は避け、主体となる彩度は抑え、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 2 周辺の建築物等の色彩と調和を図り、彩度を抑え、街並みに秩序を与えるよう配慮すること。 3 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色、剥離等が生じにくい素材を使用すること。